

第7章 企業年金制度等

1 企業年金等の意義

企業年金等は、公的年金の上乗せの給付を保障することにより、国民の多様な老後のニーズに応え、より豊かな老後生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。

現在、企業年金等として多様な制度が設けられており、企業や個人は、これらの中から自らの希望やニーズに合った制度を選択することができる体制が整備されています。

2 確定給付型と確定拠出型

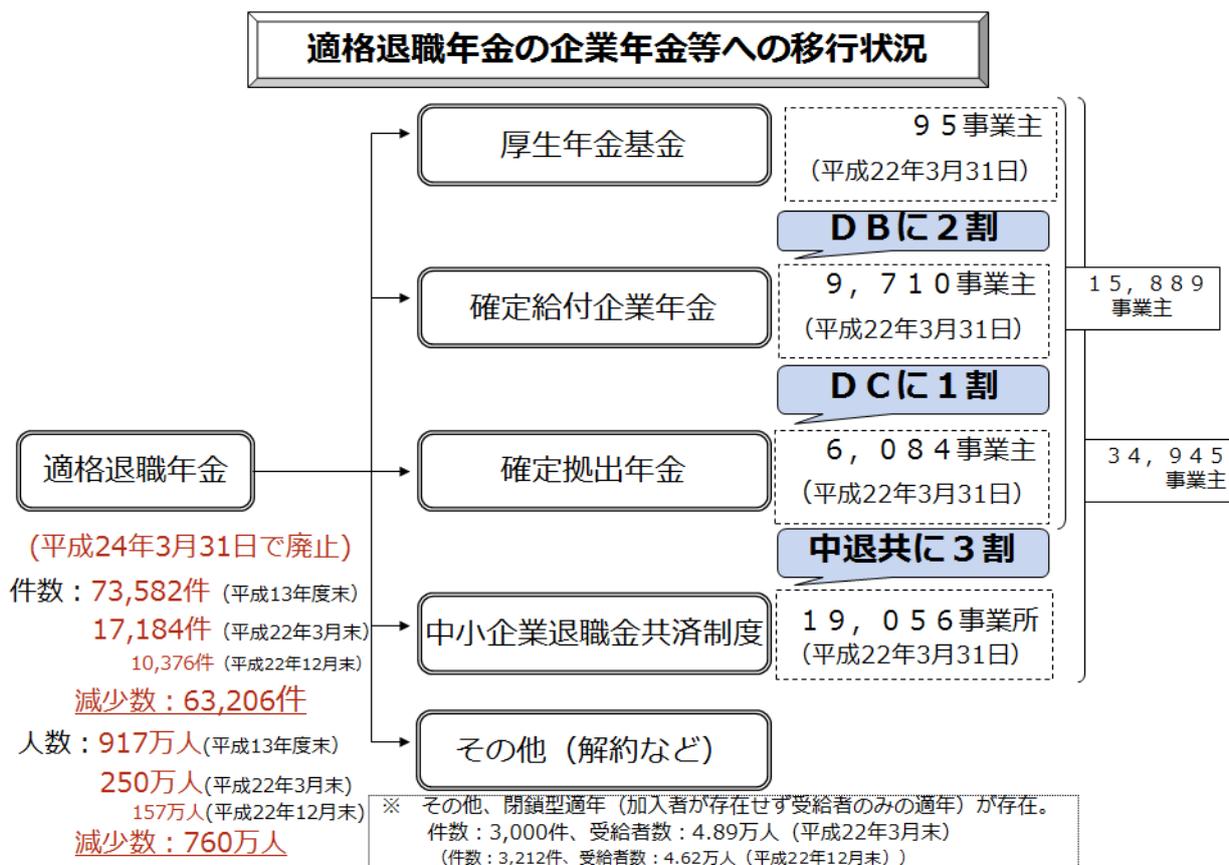
確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度を言います。この場合、加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業などが追加拠出をしなければならないという仕組みになっています。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度を言います。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行い、老後の生活設計を立てる必要があります。

<図表7-1> 企業年金等の種類

種類	タイプ	概要
厚生年金基金 【厚生年金保険法】	確定給付型	一企業単独（単独設立）、親企業と子企業が共同（連合設立）、又は同種同業の多数企業が共同（総合設立）して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施するもの。
確定給付企業年金（基金型） 【確定給付企業年金法】		母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定給付企業年金（規約型） 【確定給付企業年金法】		労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結んで、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金（企業型） 【確定拠出年金法】	確定拠出型	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定拠出年金（個人型） 【確定拠出年金法】		企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者等が、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
国民年金基金 【国民年金法】	確定給付型	自営業者等が、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する者によって設立された職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資産を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行うもの。

<図表 7 - 2> 適格退職年金の企業年金等への移行状況



<注 1> 適格退職年金から確定給付企業年金への移行数は、新規設立と同時に既存の確定給付企業年金に適格退職年金から権利義務承継若しくは資産移換を行っている確定給付企業年金の数である。
 <注 2> 適格退職年金から確定拠出年金及び中小企業退職金共済制度への移行数は、適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより、資産移換を行っている実施事業主数である。

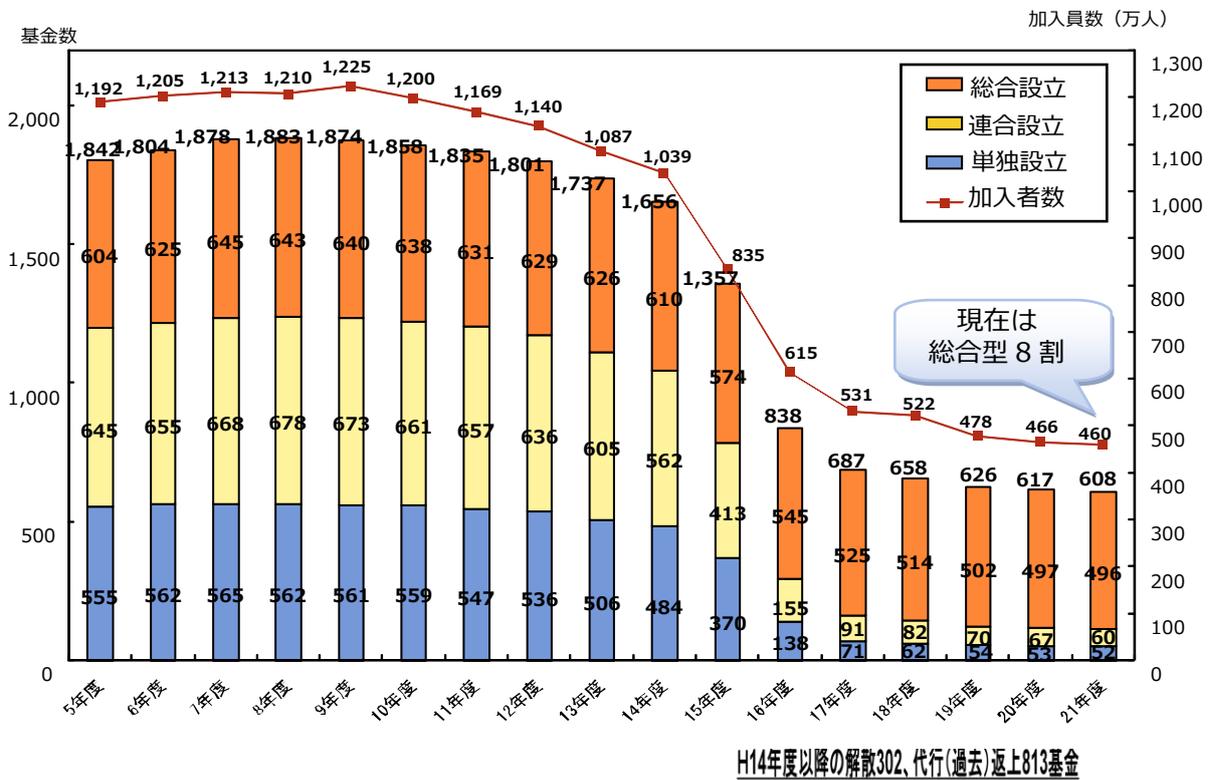
※適格退職年金とは、事業主と信託会社などの受託機関との間で締結した年金契約が、一定の要件を満たすことについて国税庁長官の承認を得ることで、税制の優遇措置を受けられる制度（昭和 37（1962）年に創設）。受給権保護の仕組みがより強い確定給付企業年金法の施行(平成 13（2001）年度)に伴い、10年間の移行期間を設けた上で、平成 23（2011）年度末に廃止される。

3 厚生年金基金の現状

厚生年金基金制度は、昭和 41（1966）年に発足した古い歴史を持ち、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる、わが国の企業年金の中核的な制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷などの環境変化に伴う財政悪化などを原因とする基金の解散や、代行給付に伴う制約（終身年金を原則とするなど）のない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にあります。

<図表 7 - 3> 厚生年金基金数と加入者数



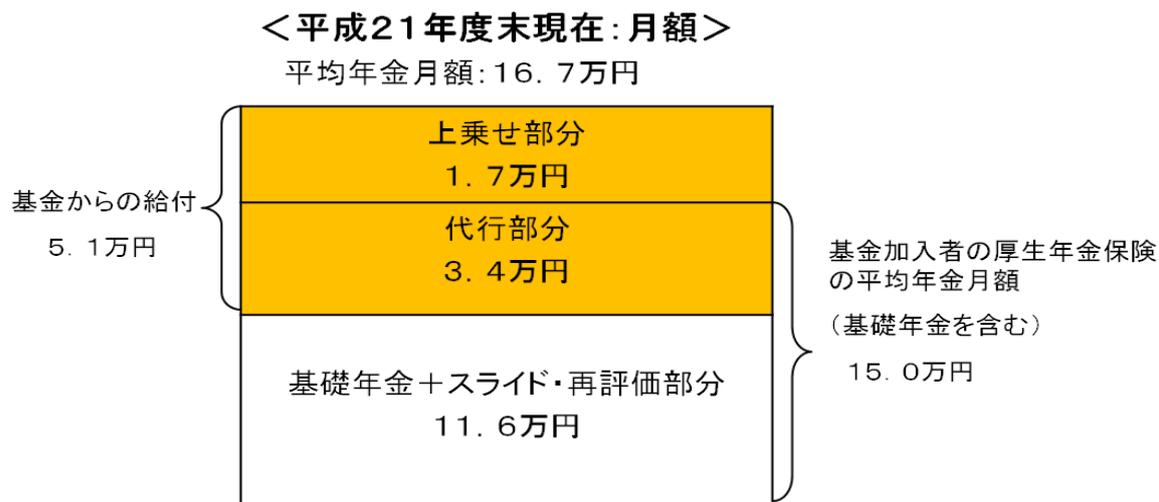
<図表7-4>

厚生年金基金解散数の推移、厚生年金基金加入員の平均的な給付

(1) 厚生年金基金の解散数の推移

年度	~H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
総数	18	1	7	14	18	16	29	59	73	92	81	30	8	11	4	3	464
単独型・連合型	16	0	3	11	16	13	27	56	57	57	54	15	0	0	1	2	328
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3	16	35	27	15	8	11	3	1	136

(2) 厚生年金基金加入員の平均的な給付



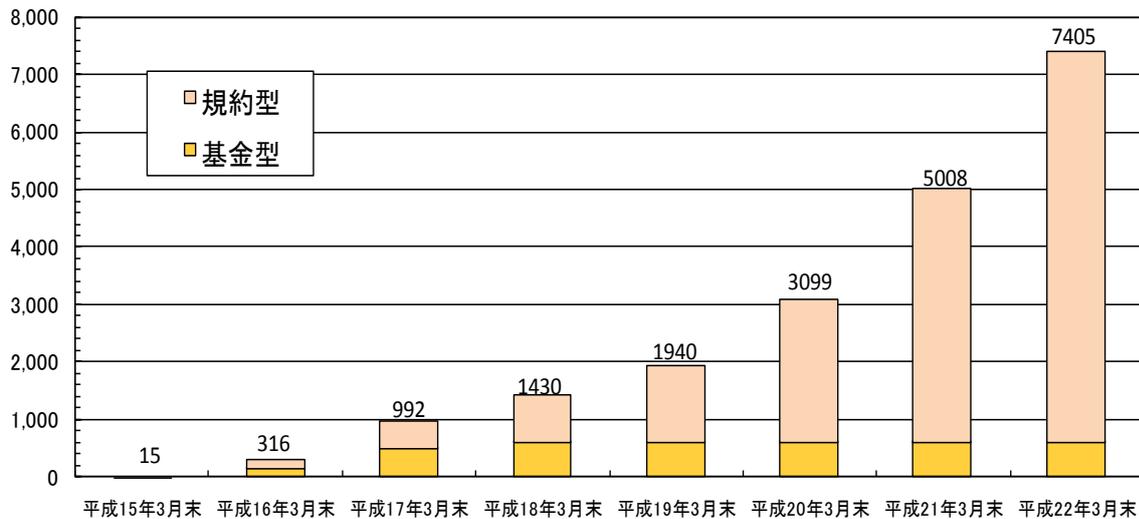
(注1) 基金からの給付は、全額一時金選択者を除く年金受給者の平均額。

(注2) 千円未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。

4 確定給付企業年金の現状

確定給付企業年金制度は、平成 14（2002）年 4 月に発足した新しい制度です。厚生年金基金と異なり代行給付がないために、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能で、しかも受給権の保護などが確保されているという長所があります。

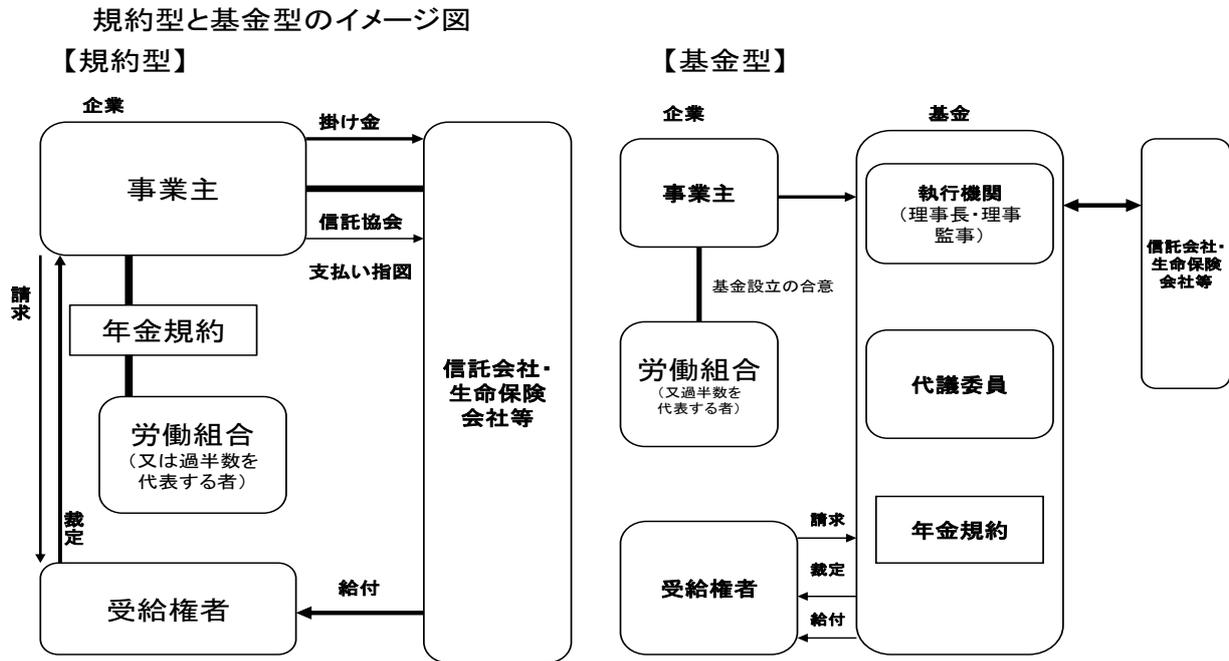
<図表 7 - 5> 確定給付企業年金の実施
(制度数)



	基金型	規約型	総数 (件)
平成 15 年 3 月末	0	15	15
平成 16 年 3 月末	152	164	316
平成 17 年 3 月末	514	478	992
平成 18 年 3 月末	597	833	1,430
平成 19 年 3 月末	605	1,335	1,940
平成 20 年 3 月末	619	2,480	3,099
平成 21 年 3 月末	611	4,397	5,008
平成 22 年 3 月末	610	6,795	7,405

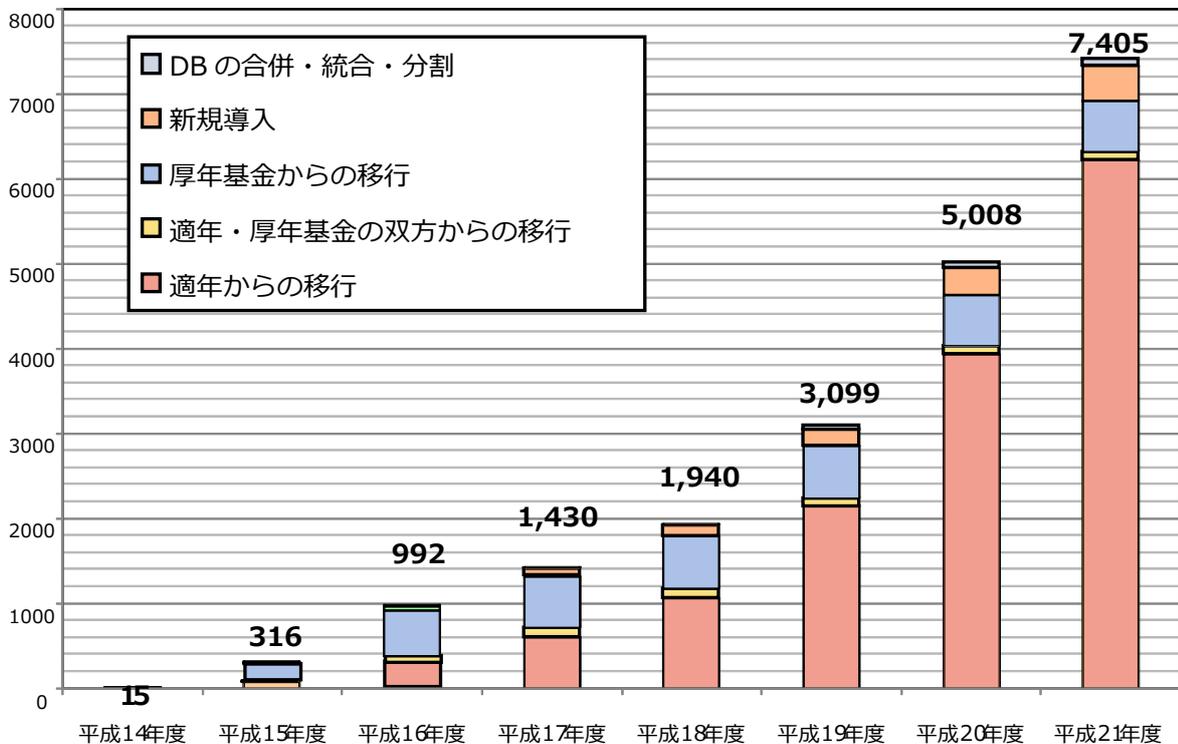
(平成 22 年 厚生労働省調べ)

<図表7-6>



<図表7-7>

確定給付企業年金の実施件数の推移（設立時における移行元別）

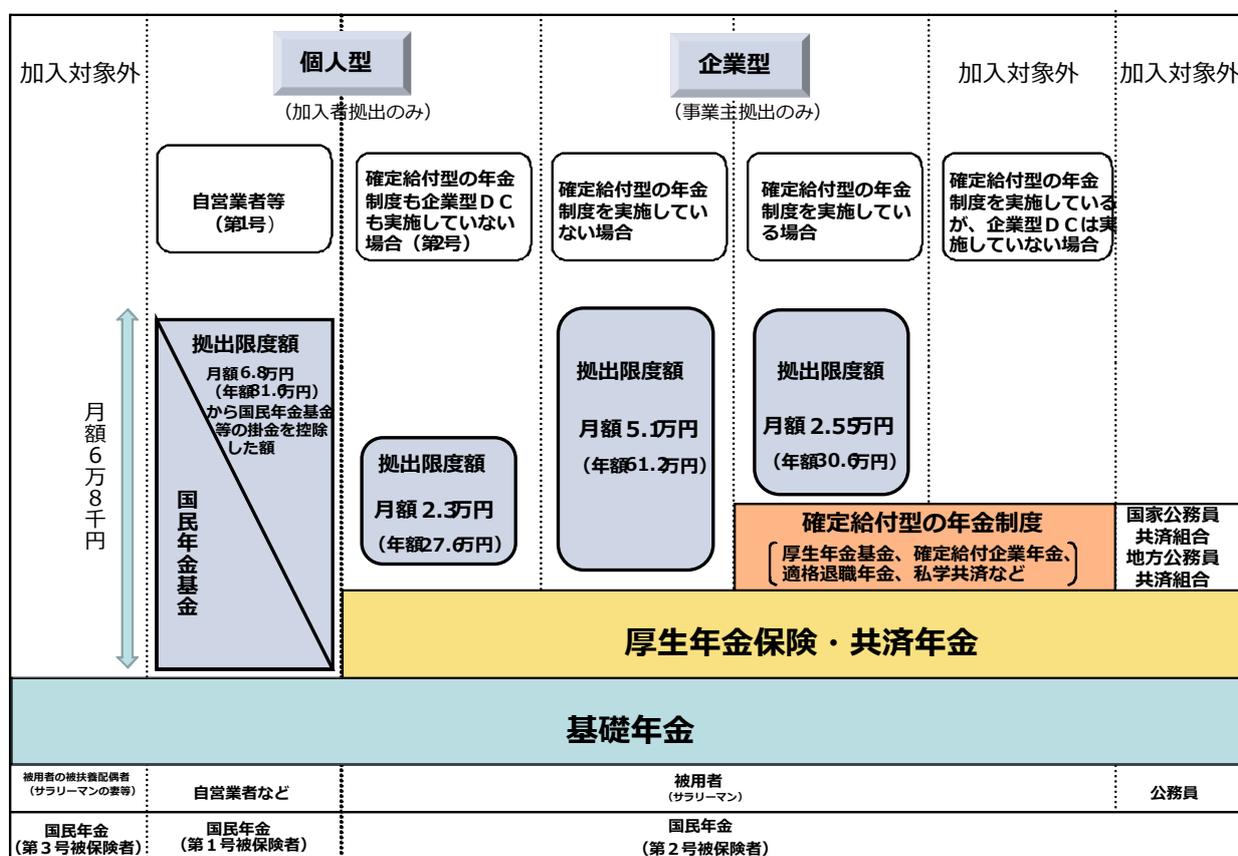


(平成22年 厚生労働省調べ)

5 確定拠出年金の現状

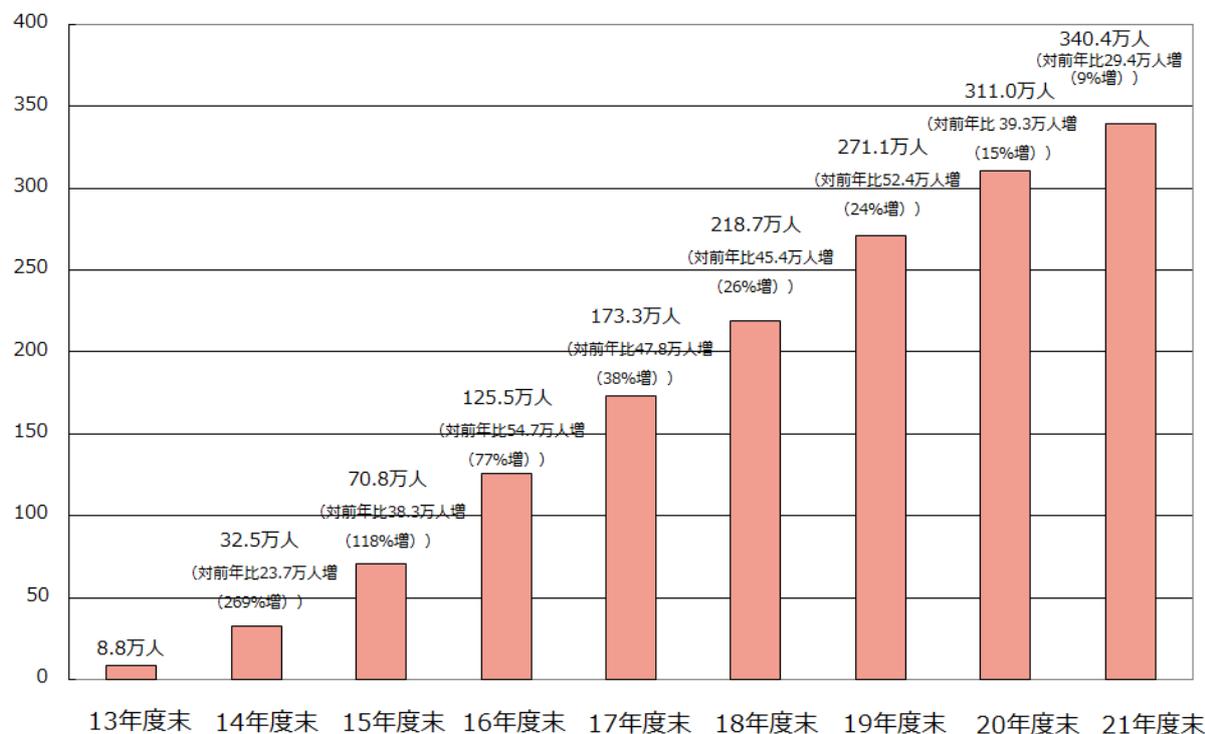
確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と加入者自身による運用の指図によって運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくする観点から、平成 13(2001)年 10 月に発足しました。

<図表 7-8> 対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係



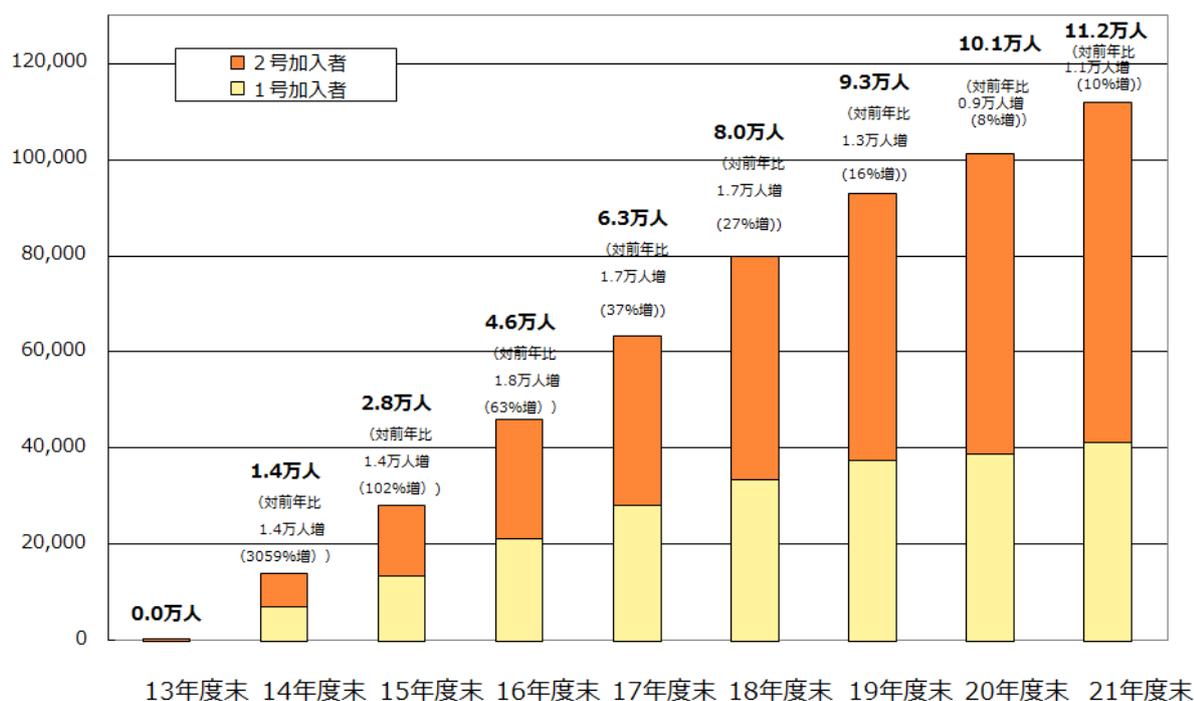
<図表 7 - 9> 確定拠出年金制度の実施状況

(1) 企業型の加入者数の推移



(平成 22 年 厚生労働省調べ)

(2) 個人型の加入者数の推移



6 国民年金基金の現状

国民年金基金制度は、自営業者等（国民年金の第 1 号被保険者）が、基礎年金の上乗せ給付を得て、老後の所得保障の充実を図るために、自らの選択により任意で加入する制度として、平成 3（1991）年に制度が発足しました。

国民年金基金には、次の 2 種類があります。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する 1,000 人以上の者で組織されている（平成 21 年度末現在 47 基金）

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業又は業務に従事する 3,000 人以上の者で組織されている（平成 21 年度末現在 25 基金）

国民年金基金の給付と掛金については、各基金の規約で定められており、自営業者等は自分で給付を選択して加入し、選択した給付と加入時の年齢などに基づいて定められた額の掛金を支払います。

加入員数の推移（単位：万人）

	平成 3 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
全体	43.6	78.7	77.2	78.9	75.1	72.7	69.3	64.8	61.5	57.7
地域型	37.1	66.0	64.7	66.3	63.1	60.9	58.0	54.2	51.2	48.0
職能型	6.6	12.7	12.4	12.6	12.1	11.7	11.2	10.6	10.3	9.7

国民年金基金の給付状況（平均年金月額）

	総計	基金		連合会
		地域型	職能型	
合計	2.6万円	2.8万円	3.6万円	1.6万円
1 口目	1.3万円	1.4万円	1.5万円	0.8万円
2 口目以降	2.6万円	2.8万円	3.7万円	1.6万円

※ 2 口目以降については、2 口目以降を受給している者の平均

国民年金基金の老齢年金月額

加入年齢	35 歳 0 月まで	45 歳 0 月まで	50 歳 0 月まで	50 歳 1 月以降
1 口目	2 万円	1.5 万円	1 万円	年金額は加入年齢（月単位）で異なる
2 口目（口数毎）	1 万円	5 千円	—	

（注）基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）